

「がん診療連携拠点病院等の指定要件に関するワーキンググループ」開催要綱

1. 趣旨

我が国では、全ての国民が全国どこにいても質の高い医療が等しく受けられるよう、がん診療連携拠点病院等（以下「拠点病院等」という。）の整備が進められている。

第 4 期がん対策推進基本計画（令和 5 年 3 月 28 日閣議決定）に基づき、国及び都道府県は、がん医療が高度化する中で、引き続き質の高いがん医療を提供するため、地域の実情に応じ、均てん化を推進するとともに、持続可能ながん医療の提供に向け、拠点病院等の役割分担を踏まえた集約化を推進するとされている。

がん医療提供体制をさらに充実させるため、「がん診療提供体制のあり方に関する検討会」の下に本ワーキンググループを開催し、「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」の見直し等について検討し、その検討結果を同検討会に報告することとする。

2. 検討事項

- （1）がん診療連携拠点病院等の指定要件の見直し
- （2）その他必要な事項

3. 構成員の構成等

- （1）本ワーキンググループの構成員は、別紙の名簿に記載の構成員により構成する。
- （2）本ワーキンググループの構成員は、10 名程度とする。
- （3）本ワーキンググループには、構成員の互選により座長をおき、本ワーキンググループを統括する。
- （4）座長に事故があるときは座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- （5）必要に応じ、別紙構成員以外の有識者等の参集を依頼することができるものとする。

4. 構成員の任期等

- （1）構成員の任期は 2 年とする。
- （2）構成員は再任することができる。

5. ワーキンググループの運営等

- （1）本ワーキンググループは厚生労働省健康・生活衛生局長が別紙の構成員の参集を求めて開催する。
- （2）本ワーキンググループの庶務は、健康・生活衛生局がん・疾病対策課において行う。
- （3）本ワーキンググループは、原則公開するとともに、議事録を作成・公表する。ただし、特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがある場合等はこの限りではない。また、座長が必要と認めた際には、電子メール等の手段により構成員の意見を集約する等の持ち回り開催を行うことができる。
- （4）この要綱に定めるもののほか、本ワーキンググループの開催に必要な事項は、座長が健康・生活衛生局長と協議の上、定める。

- (5) 本ワーキンググループで得られた成果は、「がん診療提供体制のあり方に関する検討会」に報告する。

「がん診療連携拠点病院等の指定要件に関するワーキンググループ」
構成員名簿

大野 達也	国立大学法人群馬大学大学院医学系研究科腫瘍放射線学講座 教授
久保 祐子	公益社団法人日本看護協会看護開発部 部長
坂本 はと恵	国立研究開発法人国立がん研究センター東病院サポーターシップセンター 副サポーターシップケアセンター長／ソーシャルワーカー室長
佐々木 毅	慶應義塾大学医学部 特任教授 慶應義塾病理診断クリニック 所長
調 憲	国立大学法人群馬大学大学院医学系研究科 科長 総合外科学講座肝胆膵外科分野 教授
藤 也寸志	独立行政法人国立病院機構九州がんセンター 名誉院長
土岐 祐一郎	地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪急性期・総合医療センター 病院長
所 昭宏	独立行政法人国立病院機構近畿中央呼吸器センター心療内科 科長/ 支持・緩和療法チーム 室長
東 尚弘	国立大学法人東京大学大学院医学系研究科公衆衛生学分野 教授
増田 昌人	国立大学法人琉球大学病院がんセンター センター長
村本 高史	サッポロビール株式会社人事部 プランニング・ディレクター
吉野 孝之	国立研究開発法人国立がん研究センター東病院 病院長特任補佐 国際臨床腫瘍科長

(五十音順・敬称略)